

2015年版 マンガはじめて社労士
【法改正のお知らせ】

(3664)

平成 27 年 7 月 16 日

株住宅新報社 出版・企画グループ
TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P99 の 6 コマ目「休憩時間」 図中 「自由に利用」例外 に追加	③居宅訪問型保育事業に使用される労働者のうち家庭的保育者として保育を行う者(許可不要)	
P236 の 1 コマ目 「上限 額」の金額	常時介護 104,290 円	常時介護 104,570 円
	随時介護 52,150 円	随時介護 52,290 円
同 2 コマ目 「最低保障 額」の金額	常時介護 56,600 円	常時介護 56,790 円
	随時介護 28,300 円	随時介護 28,400 円
P245 の 6 コマ目 表中	(平成 26 年 10 月 1 日施行)	削除
	(現行の教育訓練)	削除
P247 まとめ 「教育訓練 給付」の欄	(平成 26 年 10 月 1 日施行)	削除
同 「教育訓練給付」の表 中	(現行の教育訓練)	削除
P332 の 3 コマ目 <継続 事業・一括有期事業>の図 中 年度を 1 年繰り上げ	平成 26 年度	平成 27 年度
	平成 27 年度	平成 28 年度
	平成 28 年度	平成 29 年度
P334 の 1 コマ目	(1000 分の 89)	(1000 分の 79)
P335 まとめ「年度更新」 図中 年度を 1 年繰り上げ	平成 26 年度	平成 27 年度
	平成 27 年度	平成 28 年度
	平成 28 年度	平成 29 年度
同「納付額」労災保険率の 補足情報中、上 2 行目	1000 分の 89	1000 分の 79
P388 の 3 コマ目	医療品や医療機器の治験に係る診療薬価 基準収載前の承認医薬品の投与などがあ るんです	まずは、「先進医療(高度医療を含む)」そ して「医薬品の治験に係る診療」などがあ るんです
P400 の 6 コマ目	<70 歳未満・一般所得(月額)>	<70 歳未満・ 標準報酬月額が 50 万円の人 >
P402 の 1 コマ目	<標準報酬月額 53 万円以上> 月額 150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 1 %	<標準報酬月額 83 万円以上 > 月額 252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 %
	上位所得被保険者 [Ⓐ] さん	標準報酬月額 83 万円の[Ⓐ]さん

P403 まとめく*自己負担 限度額(70歳未満)の表 を差し替え	所得区分		自己負担限度額	
	標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%		
	同 53 万円 ~ 79 万円	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%		
	同 28 万円 ~ 50 万円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%		
	同 26 万円以下	57,600 円		
	低所得者		35,400 円	
P406 の 3 コマ目 上 1 行 目	1 児につき定額 39 万円	1 児につき定額 40 万 4,000 円		
同 4 コマ目 上 2、3 行目	2 倍の 78 万円	2 倍の 80 万 8,000 円		
P407 の 1 コマ目 図中	出産費用 39 万円	出産費用 40 万 4,000 円		
P409 まとめ「出産に関する 給付」<支給額>上 1 行 目	1 児につき, 39 万円	1 児につき, 40 万 4,000 円		
同 上 2 行目	双児であれば 78 万円	双児であれば 80 万 8,000 円		
P448 の 4 コマ目	772,800 円	780,100 円		
P449 の 7 コマ目	772,800 円	780,100 円		
	*物価スライド特例水準の額	*780,900 円に改定率 0.999 をかけて得た額を 100 円で四捨五入した額		
P450 の 2 コマ目 (2 か所)	772,800 円	780,100 円		
P451 の 1 コマ目計算式を 右のように修正	$780,100 \text{円} \times \frac{456 \text{月}}{480 \text{月}} = 741,095 \text{円} \rightarrow 741,100 \text{円}$			
P452 の 5 コマ目 上の計 算式中	772,800 円	780,100 円		
同 下の計算式を右のよ うに修正	$780,100 \text{円} \times \frac{402 \text{月}}{480 \text{月}} = 653,333.75 \text{円} \rightarrow 653,300 \text{円}$			
P453 まとめ<計算式>(2 か所)	772,800 円	780,100 円		
同 <計算式>下 1 行目	(物価スライド特例水準の額)	削除		
同 <計算例 1>(2 か所)	772,800 円	780,100 円		
同 <計算例 2>上の計 算式中	772,800 円	780,100 円		
同 <計算例 2>下の計 算式を右のように修正	$780,100 \text{円} \times \frac{402 \text{月}}{480 \text{月}} = 653,333.75 \text{円}$ ∴ 653,300 円 (50 円以上 100 円未満は 100 円に切上げ)			
P456 の 4 コマ目	772,800 円	780,100 円		
	541,000 円	546,100 円		
同 6 コマ目	支給額は 544,800 円	550,000 円		
P467 の 4 コマ目	月額 64,400 円	月額 65,008 円		

	772, 800 円	780, 100 円		
	*物価スライド特例水準の額	削除		
同 5 コマ目	月額 80, 500 円	月額 81, 258 円		
	966, 000 円	975, 100 円		
P471 まとめ 「障害基礎年金の額」	障害基礎年金の額 (平成 26 年度)	障害基礎年金の額 (平成 27 年度)		
同 障害基礎年金 1 級	966, 000 円 (年額)	975, 100 円 (年額)		
同 障害基礎年金 2 級	772, 800 円 (年額)	780, 100 円 (年額)		
同 子の加算額表中 「1 人目」及び「2 人目」の欄	222, 400 円	224, 500 円		
同 子の加算額表中 「3 人目以降」の欄	74, 100 円	74, 800 円		
P477 まとめ 「遺族基礎年金の額」	遺族基礎年金の額 (平成 26 年度)	遺族基礎年金の額 (平成 27 年度)		
	772, 800 円	780, 100 円		
同 表を差し替え		基本額	加算額	合計支給額
	子が 1 人いる配偶者	780, 100 円	224, 500 円	1, 004, 600 円
	子が 2 人いる配偶者	780, 100 円	449, 000 円	1, 229, 100 円
	子が 3 人いる配偶者	780, 100 円	523, 800 円	1, 303, 900 円
P479 の 3 コマ目	(毎月 15, 250 円平成 26 年度)	(毎月 15, 590 円平成 27 年度)		
P486 の 6 コマ目の表を差し替え		対象月数	金額	
		6 か月以上 12 か月未満	46, 770 円	
		12 か月以上 18 か月未満	93, 540 円	
		18 か月以上 24 か月未満	140, 310 円	
		24 か月以上 30 か月未満	187, 080 円	
		30 か月以上 36 か月未満	233, 850 円	
		36 か月以上	280, 620 円	
同 *2	平成 26 年度	平成 27 年度		
P489 まとめ「脱退一時金」 <支給額>の表を差し替え		対象月数	金額	
		6 か月以上 12 か月未満	46, 770 円	
		12 か月以上 18 か月未満	93, 540 円	
		18 か月以上 24 か月未満	140, 310 円	
		24 か月以上 30 か月未満	187, 080 円	
		30 か月以上 36 か月未満	233, 850 円	
		36 か月以上	280, 620 円	
同 *2	平成 26 年度	平成 27 年度		
P487 の 1 コマ目	183, 000 円	187, 080 円		
P495 まとめ「国民年金の費用負担」①の(参考)中	月額 15, 250 円 (平成 26 年度)	月額 15, 590 円 (平成 27 年度)		
P533 まとめ「年金額」 凶中 「定額単価」の欄	(改正前年金額を計算する場合は, 1, 676 円)	(平成 27 年度は改定率 0. 999 をかけて算出した額は, 1, 626 円)		
P539 まとめ <加給年金額>上の表中 「配偶者」及び「1 人目・2 人目の子」の欄	222, 400 円	224, 500 円		

同 上の表中 「3人目以降の子」の欄	74,100円	74,800円		
同 解説 下2行目	32,800円～164,000円	33,200円～165,600円		
同 下の表を右のように修正	受給権者の生年月日		特別加算額	合計額
	昭和 9年4月2日～昭和15年4月1日		33,200円	257,700円
	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日		66,200円	290,700円
	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日		99,400円	323,900円
	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日		132,500円	357,000円
	昭和18年4月2日以後		165,600円	390,100円
P544の1コマ目(2か所)	222,400円	224,500円		
同 1コマ目	74,100円	74,800円		
同 2コマ目	32,800円～164,000円	33,200円～165,600円		
同 3コマ目	38万6,400円	39万100円		
P545 まとめ「年金額」表中「配偶者」及び「1人目・2人目の子」の欄	222,400円	224,500円		
同 表中 「3人目からの子」の欄	74,100円	74,800円		
P549の3コマ目	966,000円	975,100円		
同 4コマ目	772,800円	780,100円		
P550の5コマ目	年額222,400円よ (平成26年4月～)	年額224,500円よ (平成27年4月～)		
P551 まとめ「年金額」<障害等級1級>図中	966,000円	975,100円		
同 <障害等級2級>図中	772,800円	780,100円		
P559の1、2コマ目	772,800円	780,100円		
同 下欄外	*1 平成26年度の額	*1 平成27年度の額		
P560の1コマ目	579,700円	585,100円		
	* 平成26年度の額	* 平成27年度の額		
P563 まとめ「年金額」<子のある配偶者が受給する場合>及び<子が受給する場合>	772,800円	780,100円		
同 <子のない中高齢の妻が受給する場合>及び<中高齢の加算>	579,700円	585,100円		
同 (注)下	*1,2,3 平成26年度の額	*1,2,3 平成27年度の額		